

高等学校 家庭基礎

これからの家庭生活と社会

男女が共に仕事と家庭を両立させるためには、どうしたらよだろうか。
また、どのような社会になれば、そうした生活ができるようになるだろうか。

学習のポイント

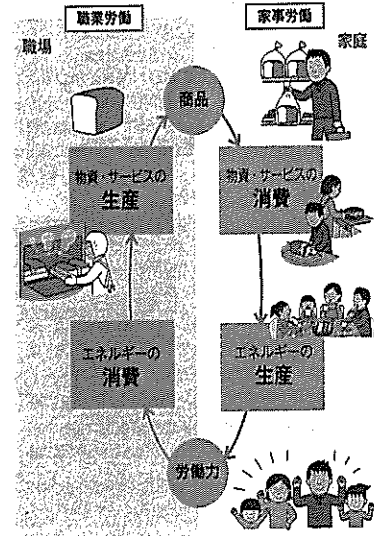
職業労働のありかたは、家庭生活に大きな影響を及ぼしている。家族と社会との関わりについて理解し、これからのよりよい家庭生活を考えよう。

- ① **家事労働** 購入や消費的労働などの生活手段を整える労働。育児・教育・世話などのサービス労働。計画・記録・学習などの家庭管理労働などに分類できる。
- ② **有償労働** 報酬が支払われる労働。ペイドワークともいう。
- ③ **無償労働** 報酬が支払われない労働。アンペイドワークともいう。

-13-

有償労働と無償労働に費やす時間は、男女どちらのほうが多いだろうか。自分の家族の場合についても調べてみよう。

① 職業労働と家事労働



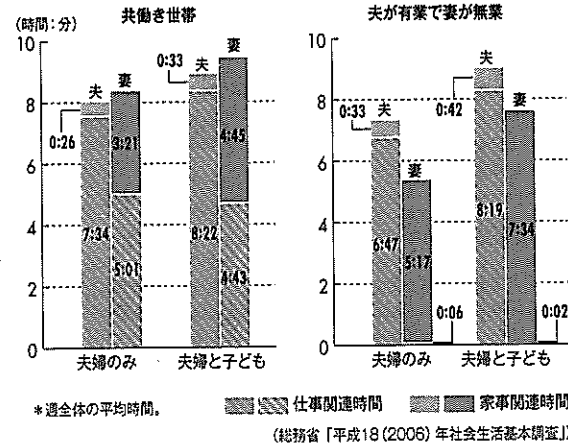
1 男女で担う家庭生活

職業労働と家事労働

人は**職業労働**によって収入を得て、衣食住などに必要な物やサービスを購入して生活をしている。購入したものを調理したり、加工したり、洗ったり、かたづけたりする**家事労働**もまた、人が生活するために欠かすことのできない労働である。近年、外食産業の発展や家事・介護サービスの普及、ライフスタイルの変化などに伴って、家事労働を家庭外で代替する**家事労働の社会化**が進んでいる。

職業労働は、仕事の時間や内容に応じて報酬が支払われる**有償労働**である。一方、家事労働は、自分や家族のために行われる**無償労働**である。家事労働の特徴として、その種類の多さ、繰り返し行われるという反復性、家族の状況に合わせて行われるという他律性、さまざまな工夫ができるという創造性などが挙げられる。家事労働は、労働によって生み出される価値が直接自分や家族のものとなり、喜びや満足をもたらす。

② 夫婦が仕事と家事に費やす時間の比較



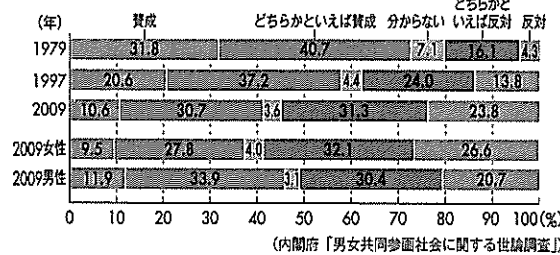
東京書籍 現行本(平成26年度供給本)

性別役割分業意識

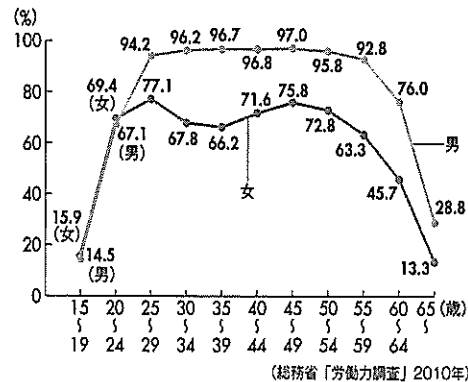
日本では、1960年代以降、「男性は仕事、女性は家事・育児」という**性別役割分業意識**が一般化し強まっていった。1980年代頃から、社会全体として、男女が職業と家庭の分野で共に責任を担うことが重要とされるようになった。男性も女性も、家事や育児を楽しみ、職業労働を行う時間が必要である。1985年に日本が批准した**女子差別撤廃条約**では、「すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利」の確保を求めている。そのため、雇用の場において、婚姻または母性を理由とする女子に対する差別をなくすべきことが定められている。国連の**女子差別撤廃条約**を背景に、我が国では**男女雇用機会均等法**が1986年から施行された。1997年には同法が改正されて、差別禁止の範囲が拡大した。同時に女性の保護規定は廃止された。2006年の改正では、男性に対する差別も禁止された。

③ 性別役割分業意識の推移

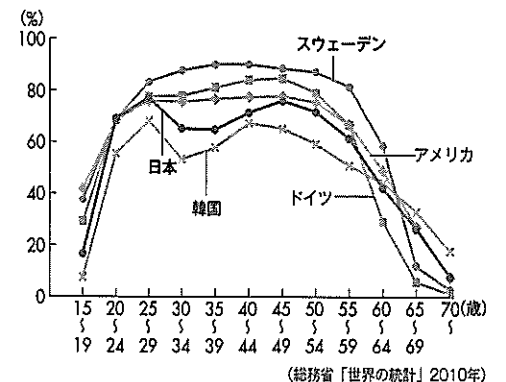
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



④ 性・年齢別労働力率



⑤ 女性の労働力率の国際比較



④ **性別役割分業意識** 男女に割り当てられる役割期待は、生物学的に決められたものではなく、文化的・社会的に作られたものである。生物学的な性別に対して、文化的・社会的に形成される性別をジェンダーという。

⑤ **女子差別撤廃条約** 正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。1979年に第34回国連総会で採択された。1980年、「国連婦人の10年中間年世界会議」で日本を含む57か国が署名。1981年9月に発効した。女性の全面的社会参加の確保、性別役割分業の見直しなどが盛り込まれている。

⑥ **男女雇用機会均等法** 正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。教育訓練や定年・退職・解雇などの差別的取り扱いの禁止、募集・採用・配置・昇進の機会均等、事業主のセクシュアル・ハラスメントの防止義務、均等法違反に対する勧告と企業名の公表などを規定している。

⑦ 1997年の改正では、女性の時間外・休日・深夜労働の規制・禁止規定が廃止された。

⑧ 2006年の改正では、それまで女性に対する差別禁止のみだったが、男性に対する差別も禁止された。また、性別による降格や職種変更などの禁止が追加され、差別禁止の範囲もさらに拡大した。

①男女共同参画社会基本法 第6条で「男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない」と定めている。

②育児休業 育児休業制度は育児・介護休業法（1995年）に基づき、仕事と家庭生活を両立させながら、男女が協力して、子どもを育てるための制度。育児休業制度がある事業所は68.3%、取得率は女性83.7%、男性1.38%である（2010年）。

男女共に、仕事も家庭も

男女共同参画社会基本法は、社会のあらゆる分野の活動に男女が対等に参画することを旨として、1999年に制定された。基本法では、基本理念として、男女共同参画社会を実現するための5つの柱が立てられ、その1つに、家庭生活における活動と他の活動の両立が挙げられている。男女が共に協力し、家族としての役割を果たしながら仕事や学習、地域活動等を行うことができるようになるためには、家事・育児・介護などの家庭的責任を男女が共同で分担することが必要である。

男女が共に家庭生活を担う、という仕組みを確立するためには、労働時間の短縮、育児休業や有給休暇などを取得しやすくするなど、職場の改善が求められている。父親が働き、母親は専業主婦という性別役割分業に基づく暮らし方は、多数派ではなくなり、今は共働き世帯のほうが多い。にもかかわらず、職場においては女子の管理職への登用が諸外国に比べて進んでいないなど、男女共同参画が実現されていない側面もある。

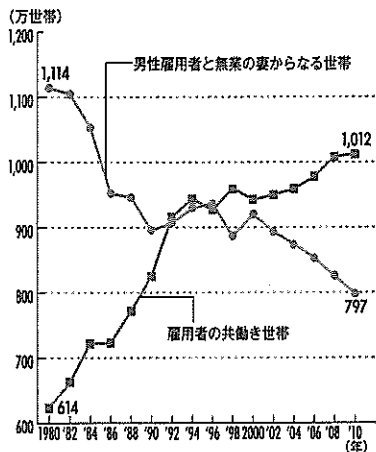
ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」を意味する。現実には、安定した仕事に就けない、仕事中心の生活で健康を害しかねない、仕事と家事・育児・介護の両立に悩んでいるなど、仕事と生活の間で問題を抱えている人が多く見られる。

男女が共に働きながら子どもを生み育て、地域の人々とも交流しながら充実した生活を送るというワーク・ライフ・バランスの実現には、個人、国・地方自治体、企業におけるそれぞれの積極的な取り組みが必要である。

個人の立場からは、「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分業意識を取り除き、「男女共に、仕事も家庭も」という意識の確立が求められる。国や地方自治体は、仕事と子育て・介護の両立を可能にするさまざまな政策により、支援体制を整備しなければならない。なかでも、子育て期の親を支援する保育サービスの充実が急務である。企業は、育児休業制度をはじめとするさまざまな両立支援制度を導入するとともに、それらを利用しやすい職場の環境づくりに取り組む必要がある。また、職場での長時間労働の見直しも行われなければならない。

共働き世帯数の推移



(注) 1. 1980年から2001年は総務省「労働力調査特別調査」(毎年2月)。ただし、1980年から1982年は各年3月。2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林雇用者の世帯。
(内閣府「男女共同参画白書」2011年)

育児や介護など家庭的責任を持つ男女が、家庭生活も職業生活も円滑に送ることができる環境とはどのようなものだろうか。ワーク・ライフ・バランスが実現できる社会に向けて、どのような取り組みが必要か、話し合ってみよう。

2 家庭生活と地域・福祉

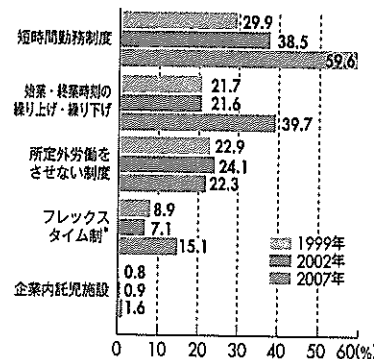
共に関わり合う家庭と社会

高齢化の急激な進行、雇用の不安定化、働く既婚女性の増加などの社会経済変化は、家族・家庭生活にも大きな影響を与えている。増加する要介護高齢者を誰がどのように介護するのか、失業者や正規雇用には就けない人々をどうするのか、働く親の子どもの育ちをどう保障していくのかという問題は、多くの人々が直面する問題でもあり、社会的な仕組みの中で解決していく必要がある。

地域の生活をつくる

私たちは地域の中で生活している。地域には、図書館や学校などの公共施設や、さまざまな福祉施設がある。盆踊りや祭り、運動会などの行事があり、行事を開催するために力を尽くす多くのボランティアの人々がいる。近隣のおじさんやおばさん、同学年や異学年の友人がいる。地域におけるつながりは、心にゆとりをもたらすと同時に、危機や問題が発生した場合には、援助のための資源にもなる。地域に暮らす一員として何ができるか考えよう。

企業で行われている両立支援制度の導入割合の推移



* 出社・退社時刻を一定時間内で自由にする勤務体制。(内閣府「男女共同参画白書」2009年)

あなたが住んでいる地域での、住民どうしの助け合いの例を挙げよう(子育て、介護、防犯など)。また、その取り組みのよい点や今後の課題を考えよう。あなたはこれから、何ができるだろうか。

Column ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行っている企業を、ファミリー・フレンドリー企業という。国では1999年から、他の模範となるファミリー・フレンドリー企業を表彰している。

〈ファミリー・フレンドリー企業の特徴〉

- 1 法を上回る育児・介護休業制度や勤務時間短縮等の措置を規定し、よく利用されている。
分割取得できる育児休業制度、通算93日を超える介護休業制度、年5日を超える子どもの看護休暇制度、男性労働者の育児休業取得実績があるなど。
- 2 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度を持っており、かつ、実際に利用されている。
育児や介護のための短時間勤務制度、フレックスタイム制など。
- 3 仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度を規定しており、かつ、実際に利用されている。
事業所内託児施設、育児・介護サービス利用料の援助措置など。

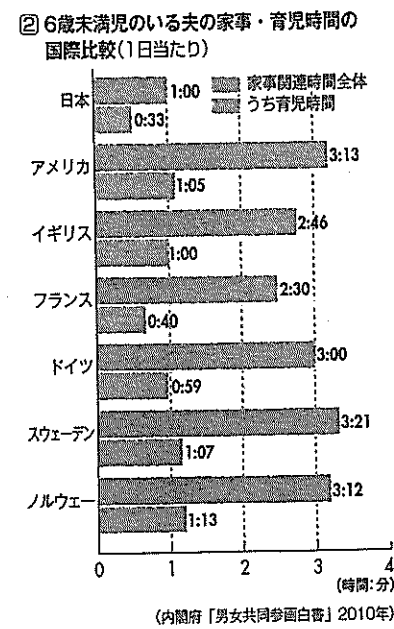
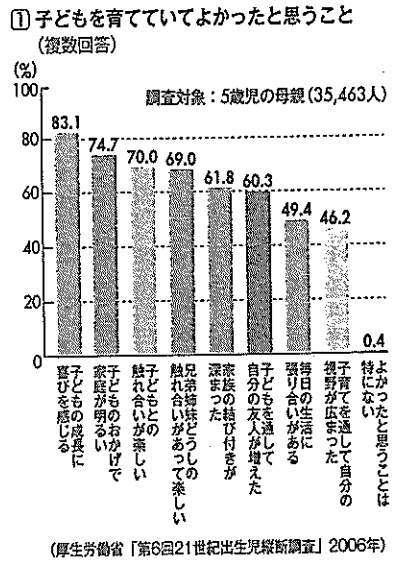
4 仕事と家庭との両立がしやすい企業文化を持っている。

育児・介護休業制度等の利用がしやすい雰囲気であること、特に男性労働者も利用しやすい雰囲気であること、両立について経営トップや管理職の理解があることなど。



ファミリー・フレンドリー企業の事業所内託児所。保育料は無料である。(秋田県)

①のグラフを見て、気付いたことについて話し合おう。



3 親として育つ

Ⅲ 人間としての成長

人間は、子どもを生むだけで親になれるのではない。親は、子どもの年齢や個性に合わせた対応をし、子どもを慈しんで育てることによって、本当の意味での親になる。親になることは、子どもを生み育てることと同時に、子育てという大きな責任を負うことでもある。

子育ては無償の仕事である。親は子育てを通して、かけがえない人として子どもから信頼される自信、子どもの成長に関わることができる満足感、喜びや感動を家族と分かち合える幸せを感じることができる。一方で、子育ては楽しいことの反面、つらいこと、我慢しなければならないことも多い。しかし、思い通りには動いてくれない子どもを育てることを通して、視野が広がり、考え方が柔軟になり、自分ではどうしようもないものを受け入れる気持ち、自分のコントロールが及ぶ範囲の限界を知る気持ちを持つようになる。このことは、親が一方的に子どもを育てるだけでなく、子育ては親が人間として成長するまたとない経験の1つであるといえる。

Ⅲ 障がいがある子どもへの関わり

子どもは一人一人違う存在であり、生まれつき心身に障がいがある子どももいる。これは子どもの大事な個性の1つとしてとらえられ、子育ての仕方原因があるわけではない。どのような個性を持った子どもも、それぞれに合わせて親や周りの人が適切な支援をするなど、子どものための環境を整え、愛情を持って接することで、社会の一員として豊かに生きることができる。専門家や医師などと連携しながら、子どもの持つ「育つ力」を最大限に引き出すことが重要である。

④ 発達障がいに関する相談窓口

- 発達障害情報・支援センター (厚生労働省)
<http://www.rehab.go.jp/ddis/>
 全国の発達障がい相談窓口一覧があり、自分の地域の相談窓口を調べられる。その他、保健所、かかりつけ医、児童相談所など

Ⅲ 夫婦で子育て

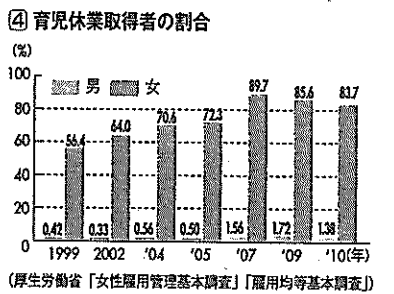
夫婦が協力して子育てに臨むことは、家庭内の教育力を高め、親子関係を築く基本である。しかし、我が国では、子育ては母親の役目という社会通念もまだ根深く残っており、日本の父親は諸外国の父親に比べて、子どもと触れ合う時間が短く、その内容も乏しい。

夫婦で子育てと仕事を両立させるための制度として、母体の健康に関しては母子保健法で、労働時間短縮や出産休暇については男女雇用機会均等法や労働基準法で、育児休業は育児・介護休業法で、保育に関しては児童福祉法で定められている。しかし、現状では母親が子育てのために一時退職せざるをえないことが多い。

一方、父子関係は父親が意識的に子どもと関わりを持たないと形成されない。誕生以前から子どもに関心を持ち、立ち会い出産をした父親、誕生直後から関わりを心がけている父親、育児休業を取得した父親などは、親密な父子関係を形成することが多い。父親との交流によって子どもの発達により豊かなものになり、さらに父親自身が人間として成長する貴重な体験ともなる。

乳幼児期の育てられ方が、子どもの発達に与える影響は大きい。親子関係だけでなく、両親の関係、祖父母と両親の関係など、家族相互の関係が作り出す環境も大切である。

- ① 母子保健法 市区町村へ妊娠の届出を行った者に母子健康手帳を交付することが定められている。母子健康手帳は、妊娠から出産、および育児に関する健康記録である。
- ② 労働基準法
 - 深夜業・時間外労働・休日出勤の免除
 - 妊娠中の危険業務の制限
 - 産前・産後休暇 (産前6週・産後6週)
 - 育児時間 (1日30分を計2回)
- ③ 育児休業中は、雇用保険で給与の50%が保障される。
- ④ 育児・介護休業法
 - 育児休業
 - ・ 子が1歳になる誕生日の前日まで取得可能
 - ・ 休業が必要と認められる一定の場合には子が1歳6か月になるまで (保育所に入れないなど)
 - ・ 父母共に取得する場合には子が1歳2か月になるまで (期間は1年まで)
 - 学齢前の子どもをもつ親の時間外労働・深夜業の制限
 - 子の看護休暇年5回



⑤ パパの育児休業 (内閣府「パパの育児休業体験記」より作成)

息子が1歳半になった頃の4月1日から半年間の育児が始まった。同時に職場復帰する妻から「いいとこ取り」と言われてのスタートである。息子はちょうど卒乳し離乳食も完了。やっとなるようになっていて、外はいい季節だったのである。さて、息子と2人きりの生活になると小さな命を預かる責任を今まで以上に感じるようになる。妻へ息子の体重減少を相談しても「うちんちいっぱい出た後でしょ。」と妙にあっさりしている。私が細かいことを気にし過ぎているのか? 「オクラしか食べない日があつてもいい。昼寝をしない日があつてもいい。うちんちが今日出なければ明日出る。」と割り切

れるようになったのは育児も後半に入った頃である。食事を作っていっしょに食べる。買い物や図書館にかけ家では絵本を読む。星寝をさせる。特別なことをしなくても幸せに満ちた時間であった。自分の功がった頃を思い両親に対する感謝の気持ちも湧き起こった。朝からぐずりつばなしてメチャメチャになる日もあったが、息子の成長と妻からの育児に対する労いと感謝の言葉が励みになる毎日であった。復職初日、久しぶりのスーツに着替え「今日からパパも仕事だよ。」と宣言したときにはおおいに息子に泣かれてしまったが、こ

れだけパパ好きになったという育児の成果だろう。育児生活は終わったが、息子とのきずなや妻と深めた信頼関係は終わることなく私の大きな財産となるはずである。
(荒井清生さん)



3

子どもとの触れ合いから学ぶ

あなたは子どものことをどれくらい知っているだろうか。
子どもと触れ合い、子どもを観察してみよう。

学習のポイント

子どもと触れ合い、観察することを通して、子どもや親への理解を深めよう。また、社会全体で子どもを育むことの意義を考えよう。

① 体験学習に参加する前に

- 体調を整える。
- 手を洗う。爪を短く切る。
- 動きやすい服装で参加する（体操着やTシャツ、スニーカーなど）。

② 子どもと触れ合うときのポイント

1 優しい笑顔で接しよう。

- 眉毛を上げる。
- 目の周りの筋肉を緩める。
- 目を少し細める。
- 目尻を下げる。
- 唇の両端を少し上げる。



2 子ども目の高さに合わせてよう。

- しゃがんで、子どもの目線に合わせて。見下ろされると、子どもは怖いと感じる。



3 子どもを見守ろう。

- 子どものゆっくりしたペースに合わせて話す。子どもの話はじっくり最後まで聞く。
- 子どもの遊びの流れを理解する。
- 子どもの手本になる。
- 子どもなりに頑張ったことは「よくできたね」「頑張ったね」「すごいね」と声をかける。
- 危険だと感じたら、遊びの最中でも子どもを止める。

1 幼い子どもとの触れ合い

触れ合いから得られるもの

あなたは、幼い頃見たものや感じたことを、思い出せるだろうか。幼い子どもの感覚は、どのようなものだっただろうか。抱っこや絵本の読み聞かせ、ふざけ合いなど、幼い子どもといっしょに遊んだことはあるだろうか。着替えやおむつ交換、トイレの手洗いや食事など、子どもの世話をしたことがあるだろうか。

現代では、少子化や地域社会の人間関係の希薄化などにより、幼い子どもと触れ合う機会が少なくなっている。しかし、子どもと触れ合う経験を通して、私たちは子どもの行動や言葉、心身の発達について理解を深めていき、一人一人の個性に応じた適切な関わり方を身に付けていく。その学びは、将来親になり、子どもと深い信頼感のきずなを結んでいくうえで生きるだろう。また、子どもを育てていく社会の一員としても、子どもと親への理解を深めておく必要がある。

子どもと触れ合う機会

幼い子どもと触れ合うには、さまざまな方法がある。例えば幼稚園や保育所、児童館などを訪問し、世話や交流をしたり、行事に参加したりする方法である。また、幼い子どもとその保護者を学校に招待し、話を聞いたり質問に答えてもらったりする方法もある。どのような方法でも、実際に触れ合うことで、幼い子どもを理解していくことができる。幼い子どもにとっても、異なる世代である高校生との触れ合いは、かけがえのない経験になる。子どもと触れ合う機会を見つけ、触れ合いから学んでいこう。

② 子どもと触れ合える機会の例

- 身の回りにいる子どもの遊び相手や世話をする。
- 育児ボランティアをする（保育所、幼稚園、地域の子育て支援センターなど）。
- 地域の活動に参加する。
- 子どもに関わる仕事を旨とする。 など

子どもと触れ合おう

- ① 子どもといっしょに遊ぼう。子どもの発達を考えて、どんな遊びがよいのか考えよう。
- ② 子どもの世話をしよう。どんなことが大変だろうか。
- ③ 子どもや保護者に聞いてみよう。
- ④ 子どもとの触れ合いや保護者の話から気付いたことをまとめよう。これから子どもと接するとき、今回の経験をどのように生かせるだろうか。

【子どもへの質問の例】

- 好きなもの（遊び、キャラクター、テレビ番組、食べ物、色など）
- 得意なこと
- 楽しかったこと、楽しみなこと
- 将来の夢、なりたいもの など

【保護者への質問の例】

- 妊娠中や出産のときのこと
- 子育てで楽しいこと、大変なこと
- 親になって変わったこと、気付いたこと
- 子どもへの思い
- 高校生に伝えたいこと など



子どもと接したことがないあなたへ

- まずは子どもの目を見て笑おう。
- 子どもも緊張や人見知りしているかもしれない。ゆっくり仲良くなろう。
- 手をつないだり、抱っこしたりして、触れ合ってみよう（いやがったら無理にはしないこと）。
- 歌や絵本など、いっしょにできる遊びをしよう。
- 先生や保護者、クラスメイトなどにアドバイスをもらったり、いっしょに遊んでもらったりしよう。

